

平成17年10月18日

各 位

株式会社ダイドーリミテッド
東京都千代田区外神田3丁目1番16号
取締役社長 武 井 勇
(東証名証第一部・コード3205)

問合せ先
経営管理室長 和 賀 勇
(TEL 03-3257-5022)

自己株式の処分による株式の売出し及び 第三者割当による新株式発行に係る発行登録に関するお知らせ

当社は、平成17年10月18日開催の取締役会において、自己株式の処分による株式の売出しと第三者割当による新株式発行並びに新株式発行に関する発行登録を行うことを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

これは、当社が社員の退職金制度を廃止し、併せて過去分の退職金を精算することに伴い、希望者に対しては、同精算金を基礎として株式の払込金に充当し、株式を割り当てるものです。今回の株式の割当につき、当社はこれを当社の社員及び関係会社の役社員（当社の社員及び関係会社に転籍する現当社の社員）を対象としたインセンティブ・プランと位置付けており、当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気をより一層高め更なる企業価値の向上へとつながることを目的としております。原則として当社が保有する自己株式を割り当てるものといいますが、需要状況により新株の発行を行う場合があります。

記

I. 自己株式の処分による株式の売出し

1. 処分する株式の内容

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 株式の総数 | 1,695,000株を上限とする。 |
| (3) 処分価額 | 未定（平成17年11月18日に決定する。） |
| (4) 処分価額の総額 | 未定（平成17年11月18日に決定する。） |
| (5) 申込期間 | 平成17年11月21日～平成17年12月2日 |
| (6) 払込期日 | 平成17年12月5日 |
| (7) 申込株数単位 | 1,000株 |
| (8) 処分の方法 | 第三者割当の方法により当社の社員及び関係会社の役社員に割り当てる。 |
| (9) 手取金の使途 | 手取金は、全額運転資金に充当する予定。 |

株式の総数、処分価額、処分価額の総額等、現在未定の事項については、平成17年11月18日開催予定の取締役会において決定する予定です。

2. 処分後の自己株式数

506株（処分する株式の総数が、上限の1,695,000株となった場合）

(※) 平成17年10月以降に発生する単元未満株の買取分は含んでおりません。

II. 第三者割当による新株式の発行

1. 発行新株式

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 発行新株式数 | 未定（平成17年11月18日に決定する。） |
| (2) 発行価額 | 未定（平成17年11月18日に決定する。） |
| (3) 発行価額の総額 | 未定（平成17年11月18日に決定する。） |
| (4) 資本組入額 | 未定（平成17年11月18日に決定する。） |
| (5) 申込期間 | 平成17年11月21日～平成17年12月2日 |
| (6) 払込期日 | 平成17年12月5日 |
| (7) 配当起算日 | 平成17年10月1日 |
| (8) 新株券交付日 | 平成17年12月5日 |
| (9) 調達資金の用途 | 手取金は、全額運転資金に充当する予定。 |
| (10) 割当先 | 第三者割当の方法により当社の社員及び関係会社の役社員に割り当てる。 |

発行新株式数、発行価額、発行価額の総額等、現在未定の事項については、平成17年11月18日開催予定の取締役会において決定する予定です。但し、需要状況により、上記新株式の発行は行わないことがあります。

（ご参考）

新株式の発行は、当社社員の退職金制度の廃止に伴い、当社の社員及び関係会社の役社員の今後の資産形成および当社株式の株価に対する意識や連結業績向上に対するインセンティブを高めることを目的として、上記I.の自己株式の処分と合わせて当社の社員及び関係会社の役社員に新株式を割り当てて行われます。そして、かかる役社員への割当てに供する株式は、原則として当社が保有する自己株式が利用されるものといいますが、その需要状況により、当社が保有する自己株式では不足する場合に、新株式の発行を行う場合があります。

2. 新株式発行に関する発行登録書の提出について

- | | |
|---------------|--|
| (1) 募集有価証券の種類 | 普通株式 |
| (2) 発行予定期間 | 発行登録の効力発生予定日から1年を経過する日まで
(平成17年10月26日から平成18年10月25日) |
| (3) 発行予定額 | 500,000,000円を上限とする。 |
| (4) その他 | 未定 |

以上